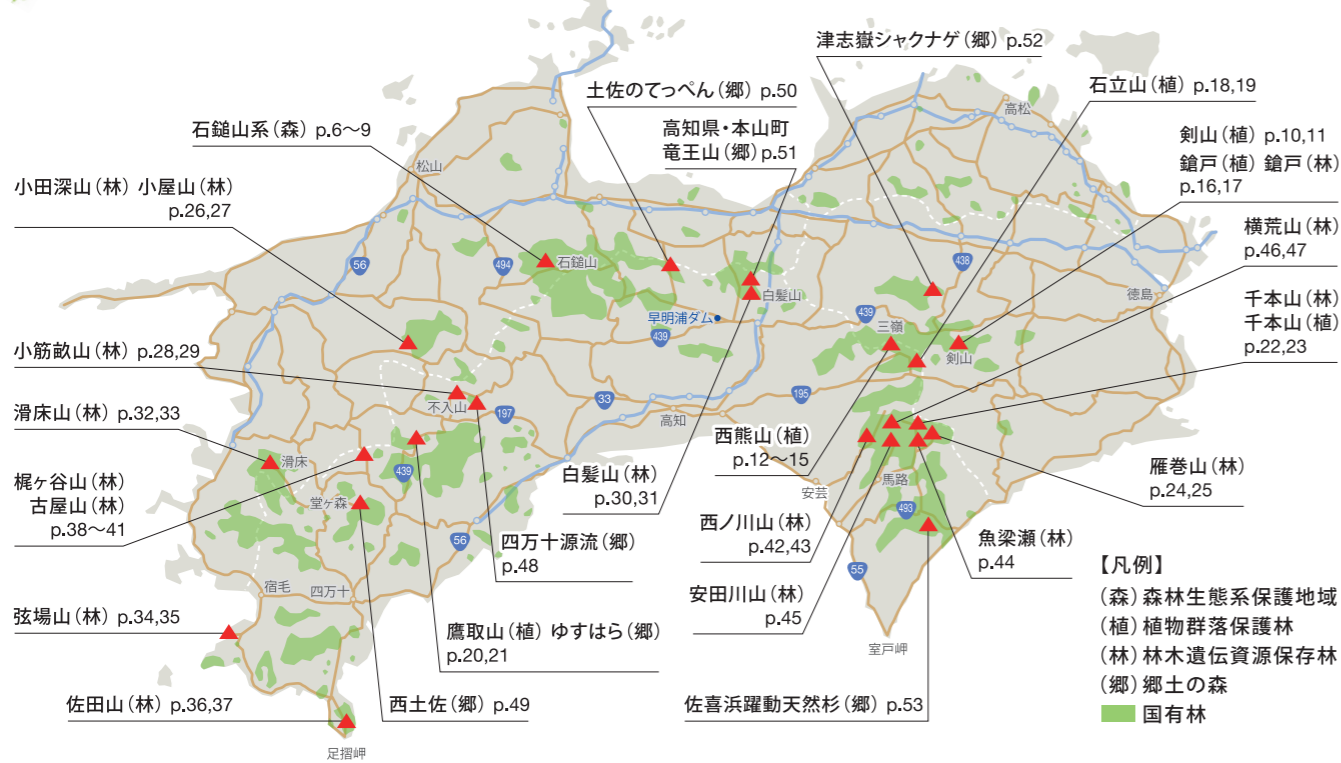


保護林とは

「保護林」とは、国(林野庁)が管理している山(国有林)の中で、原生林や希少動植物などの保護を目的として、原則手を加えず自然のままに残しておく森林のことです。その歴史は古く、林野庁独自の制度として、国立公園法(昭和6年)や史跡名勝天然記念物法(大正8年)に先駆け、大正4年より発足しています。平成25年4月1日現在、四国の保護林は30箇所あり、下記に4種類(全国には7種類)となっています。

- 1 森林生態系保護地域(原生的な天然林から成る森林生態系の保護)
- 2 植物群落保護林(保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値などを有する個体の保護)
- 3 林木遺伝資源保存林(林業樹種や希少樹種の保護)
- 4 郷土の森(地域における象徴としての意義を有する森林の保護)

保護林の所在地



動植物の特徴

【保護林内に生息する動物】

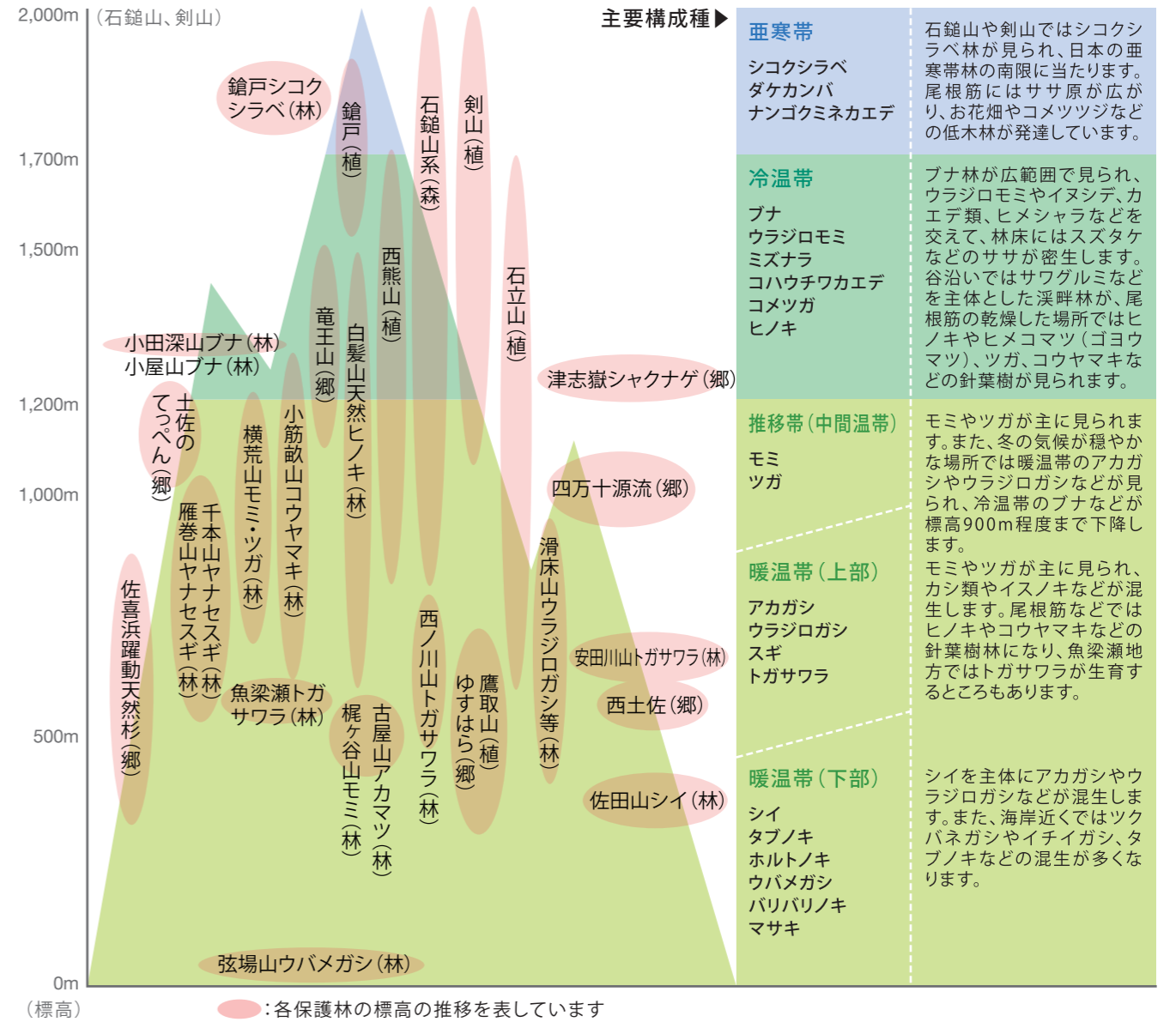
本州や九州とほぼ同じ種が生息しています。ツキノワグマやクマタカが生態系の頂点にあり、ニホンカモシカやニホンジカ、ニホンザル、キツネなどの大型・中型哺乳類やニホンリス、ネズミ類、コウモリ類などの小型哺乳類、様々な鳥類、爬虫類、両生類、昆虫など多種多様な動物が生息しています。ただ、生息地域が限られてきたツキノワグマなどの種がいることや、ニホンジカの爆発的な増加、ソウシショウなど外来種による影響が懸念されているのも事実です。

【保護林内に生育する植物】

一般的に森林は、標高の違いによる気温の変化に対応して成立します。これを垂直分布(p.3)といいます。四国の保護林では標高1,700mから1,800m以上の山地の一部に亜寒帯林があり、それ以下の標高約1,200m前後まではブナを主体とした冷温帯林が広がります。一方、シイやカシなどの暖温帯林は標高約900mまで見られ、その間は針葉樹を中心とする推移帯になっています。また、土壌条件や気象条件によって制約を強く受ける場所では、同じ気候帯にありながら、異なる植生が見られる場合があります。例えば西熊山保護林の一部や石立山保護林の石灰岩地では、イワシデ群落やビャクシンなどが見られ、林床には固有植物や遺存植物などが生育しています。

次の見開きページや各保護林のページには、保護林に生息・生育している動植物の一例を紹介しています。

垂直分布

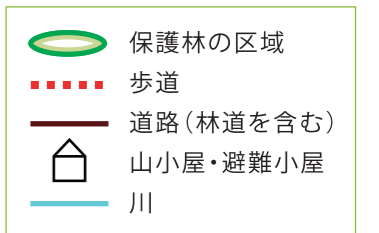


本誌を読まれる前に

本誌に掲載した地図は、一部を除き、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図25,000(地図画像)を複製したものです。(承認番号平24情複、第643号)掲載の地図は、あくまでも略図のため、出かける際は、国土地理院の地形図を携行されることをお勧めします。また、参考コースタイムは歩行の所要時間です。歩く速度は人によりますので、目安として考えてください。

【森のマナー】

- ① ゴミは持ち帰りましょう。
- ② 草木やキノコなどを採らないでください。
- ③ タバコなど火の取り扱いには十分注意してください。
- ④ 自然保護などのために立入禁止になっている箇所へは入らないでください。
- ⑤ 枯木や枯れ枝は危険ですので、近寄らないでください。
- ⑥ 林道は未舗装箇所が多数あります。通行の際はご注意ください。また、林道のゲートや通行状況などは各森林管理署へお問い合わせください。



各保護林の地図(p.8以降)で特に凡例のない地図については、上記の凡例によります。